

歳入予算に係る節の区分(第十五条関係)

款の区分	節
都(道府県)税、市(町村)税	1 現年課税分 2 滞納繰越分 ただし、歳入予算の項の区分を地方消費税とするもの及び項の区分を軽自動車税とし目の区分を環境性能割とするものについては、目と同一とする。
地方消費税清算金 地方譲与税 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 地方消費税交付金 環境性能割交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 繰入金 繰越金	目と同一とする。
その他の歳入科目	歳出予算の項の区分等に対応して普通地方公共団体の長が定めた節の区分による。